

高槻市建設工事業者格付及び選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市財務規則（以下「規則」という。）第107条第2項に規定する級別格付、並びに市の施行する工事の入札参加者、及び受注者の選考（以下「業者の選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(級別格付の方法)

第2条 級別格付は、市内業者についてのみ行い、規則第107条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載された者のうち土木工事及び建築工事の業者について、A及びBの各級いずれかに区分して行う。

- 2 級別格付は、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けて算出された総合評定値に基づき行うものとする。
- 3 市内業者は、全業種において第1希望及び第2希望に区分する。

(級別格付の有効期間)

第3条 級別格付の有効期間は、4月1日から1年間とする。

(選考方針)

第4条 業者の選考に当たっては、市内業者の指導育成の方針を尊重しなければならない。

- 2 中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合で官公需適格組合証明を取得した組合については、特段の配慮を払うものとする。

(選考基準)

第5条 業者の選考は次の各号及び第2項に定める基準に留意して行うものとする。ただし、災害時の応急復旧工事等特に緊急を要する工事については、この限りでない。

- (1) 実績
 - (2) 不誠実な行為の有無
 - (3) 経営及び信用の状況
 - (4) 当該工事における地理的条件
 - (5) 手持工事の状況
 - (6) 技術者の状況
 - (7) 当該工事の特殊性
 - (8) 関連工事の状況
 - (9) 指名回数及び契約回数
 - (10) しゅん工検査の成績結果
- 2 土木及び建築工事に関する業者の選考に当たっては、前項の基準のほか、原則として第2条により級別格付された等級に準拠して行うものとする。ただし、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に定める者を選考することができる。

- (1) 市内業者については、工事の特殊性、地理的条件及び関連工事の状況を考慮し、当該等級直近上下の業者で合計30%以内の数。
 - (2) 第4条第2項に規定する官公需適格組合証の交付を受けた組合にあつては、国の「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」に準じて扱うものとする。
- 3 業種登録の第1希望及び第2希望の反映については、第1希望を優先するものとする。ただし、第2希望についても業者の育成及び競争の促進を図る観点から、適宜反映するものとする。

(共同企業体の取り扱い)

第6条 市内業者と市外業者との共同企業体については、市外業者として取り扱うものとする。

(準用)

第7条 第5条第1項各号に定める選考基準及び第6条の規定については、工事の請負契約に伴う設計、測量及び調査の委託契約に準用する。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、高槻市入札参加者選考委員会が定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 高槻市建設工事業者格付要領及び高槻市建設工事業者選考要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。